



鳥労基発 0608 第 6 号  
令和 4 年 6 月 8 日

一般社団法人鳥取県労働基準協会  
会長 殿

鳥取労働局労働基準部長



「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等  
(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)  
に係る留意事項について」の改正について

日頃より、労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、化学物質等を譲渡又は提供する際に行うべき表示及び文書交付に係る留意事項を示した標記の通達について、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下、「改正省令」という。）が令和 4 年 5 月 31 日付けで公布されたことを踏まえて、別添のとおり改正されましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

